

令和6年12月26日

一般社団法人 高知県東部観光協議会

1 名称

- (1) インターン型観光地域づくり推進員（以下、「インターン生」という。）
- (2) 観光地域づくり推進員（以下、「推進員」という。）

※雇入れから2週間以上3ヶ月以下の期間、インターン生として活動を実施した後、インターン生と弊社の双方の合意を得た上で、推進員として雇用します。

2 雇用形態

一般社団法人高知県東部観光協議会の職員として雇用します。

なお、高知県から「インターン生」及び「推進員」として委嘱されますが、委嘱に伴う県との雇用関係はありません。

3 採用予定数

1名

4 業務内容

- (1) エリア内の観光動向の調査、分析及び地域へのフィードバックに関すること
- (2) 調査に基づく広域エリアの戦略（プロモーション、観光プラン）の磨き上げに関すること
- (3) 磨き上げた戦略の事業計画への反映に関すること
- (4) マーケティングに基づく観光事業者の磨き上げなどへの支援に関すること
- (5) その他、広域観光の推進に関する業務

5 勤務条件

(1) 任用期間

ア インターン生

雇入れの日から2週間以上3ヶ月以下。

※インターン生としての活動を実施した後、インターン生と弊社の双方の合意が得られた場合に限り、推進員として雇用します。

イ 推進員

雇入れの日から雇入れの日が属する年度の末日（3月31日）までとし、最長で雇入れの日から3年まで延長することができる。ただし、推進員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間が生じた場合は、これに含まない。

(2) 給与等

ア インターン生

(ア) 給与日額 12,000円

①活動がない日の報酬はありません。

②住宅料、その他活動経費を全て含んだ金額です。

③支給時に源泉所得税が控除されます。

(イ) 期末手当 なし

(ウ) 通勤手当 なし

(エ) 住居手当 なし

(オ) 時間外勤務手当 なし

(カ) その他

①社会保険等には加入しません。国民健康保険や年金保険料等は自己負担になります。

②傷害保険等は自己負担になります。

③活動期間中の住居については、安価な宿泊施設を探すなどのサポートを行います。

イ 推進員

(ア) 給与月額 190,560円

(イ) 期末手当 基準日に在職する職員に在職期間に応じて支給します。

(期間を満たせば年2回)

(ウ) 通勤手当 弊社規定に基づき支給します。

(エ) 住居手当 弊社規定に基づき支給します(上限28,000円)。

(オ) 時間外勤務手当 弊社規定に基づき支給します。

(カ) その他 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。

住居は地元の不動産会社が管理する賃貸物件を紹介させていただきます。

(3) 勤務場所

一般社団法人高知県東部観光協議会

(〒784-0042 高知県安芸市土居82-1 安芸市役所内)

(4) 勤務日数等

ア インターン生

月16日

採用決定後、採用者の事情等を踏まえ勤務予定日を決定します。

イ 推進員

月平均所定労働日数 16日

原則として、土曜日、日曜日及び祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます(土日及び祝日の行事や夜間の会などに出席いただく場合があります)。

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(うち1時間は休憩)

(6) その他(ア・イは推進員のみ適用となります。)

ア 弊社の規程に基づき年次有給休暇等があります。

イ 社会保険(厚生年金、健康保険、雇用保険等)へ加入します。

ウ 活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。

エ 勤務日以外で業務に支障がなければ副業も可能です。

6 応募及び採用

(1) 応募期間

令和6年12月26日(木)から令和7年2月10日(月)まで(17時15分必着)

※ただし、一定数の応募があった場合はその都度選考を実施し、選考の結果採用候補者が

決定した場合は、その時点で募集を終了します。

(2) 応募要件

次のアからカまでのいずれにも該当する方が応募できます。

- ア 地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れ、採用日時点で20歳以上の方
- イ 3大都市圏をはじめとする都市地域等から、本県東部地域内に滞在することができ、インターン生終了後は、住民票を異動させる方(ただし、「地域おこし協力隊」であった方(同一地域における活動が2年以上かつ解嘱1年以内)で生活拠点を本県に移し、住民票を異動させる方を除く。)。
なお、対象及び地域要件は、国が定める「地域おこし協力隊推進要綱」、「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする。
- ウ 普通自動車免許(AT可)を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方
- エ パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方
- オ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

(3) 応募方法

応募される方は、次のアからウの書類を添えて、(7)の申込先に、直接持参、又は郵送でお申し込みください。(郵送の場合は「特定記録」等により確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。)

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は弊社採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

- ア 所定の応募用紙(写真添付)
- イ 住民票の抄本(令和6年12月1日以降に取得した住民票の写しとします。)
- ウ 過去に地域おこし協力隊員であった方
 - ①委嘱(任用)された日が確認できる書類(例:委嘱状など)
 - ②退職日が確認できる書類(例:任用自治体からの保険資格喪失書類など)

(4) 選考方法

書類による選考(一次選考)を経て面接を実施し、最終選考を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の7日後程度を目安(ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く)に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から7日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

前記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

(5) 採用

令和7年3月以降（※）

※採用決定以降、可能な限り早期の着任をお願いしますが、採用者の事情には個別に対応し勤務開始日を決定します。

(6) 会社説明等

事前に会社説明などを受けたい場合は、個別に担当者や関係者の話を聞くことができます。オンラインでも行えますので、遠方の方もお気軽にご連絡ください。

(7) 申し込み・問い合わせ先

一般社団法人高知県東部観光協議会事務局

担当：上村

〒784-0042

高知県安芸市土居82-1 安芸市役所内

TEL : 0887-34-0866

FAX : 0887-34-0865

Email : tobukochi@vesta.ocn.ne.jp